いのち支える鰺ヶ沢町自殺対策計画(第2期)

令和7年9月 青森県 鰺ヶ沢町

### はじめに

平成18年の「自殺対策基本法」の制定以降、自殺は社会全体の問題として広く認識されるようになりました。国を挙げて自殺対策を総合的に推進し、平成22年以降自殺者数は減少傾向となっていました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により長引く不安な生活の中で、令和2年以降からは、微増傾向に転じております。

本町では、平成31年3月に第1期となる「いのち支える鰺ヶ沢町自殺対策計画」を策定し、関係機関・団体と連携して、誰も自殺に追い込まれることのない鰺ヶ沢町を目指して自殺対策を推進してまいりました。

この度、これまでの取組みをさらに発展させ、地域の実情に即した自殺対策を推進 するため、「いのち支える鰺ヶ沢町自殺対策計画(第2期)」を策定いたしました。

自殺はその多くが、追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、様々な社会的な要因があり、それらが複雑に絡まり起こるといわれています。本計画をもとに、引き続き関係機関・団体をはじめ地域の皆様の一層のご理解ご協力のもと「誰も自殺に追い込まれることのない鰺ヶ沢町」を目指してまいります。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見を賜りました鰺ヶ沢町いのち支える自 殺対策協議会委員の皆様をはじめ、関係機関ならびに関係者の皆様に対し、心より感 謝申し上げます。

令和7年9月

# 目次

第1	章 計画の趣旨等	1
1	計画見直しの趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の目標	2
第2	章 鰺ヶ沢町の自殺をめぐる現状	3
1	自殺者数・自殺死亡率の推移	3
2	性別・年代別死亡状況	4
3	本町の自殺の特徴	5
第3	章 これまでの取組と評価	6
1	基本施策	6
2	重点施策	8
第 4	章 いのち支える自殺対策における取組	9
1	基本施策	10
	(1)地域におけるネットワークの強化	10
	(2)自殺対策を支える人材の育成	11
	(3) 町民への啓発と周知	11
	(4)生きることの促進要因への支援	13
	(5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育	14
2	重点施策	16
	(1) 高齢者への支援	16
	(2) 生活困窮者及び無職者・失業者への支援	17
3	生きる支援関連施策	19
第5	章 計画の推進体制	
1		
2		
3	計画の進行管理	25
第6	章 資料編	
1		
2		
3	自殺対策基本法	29
	※本計画において用いる町に関する組織名は令和7年4月時点のものとする。	_

### 第1章 計画の趣旨等

# 1 計画見直しの趣旨

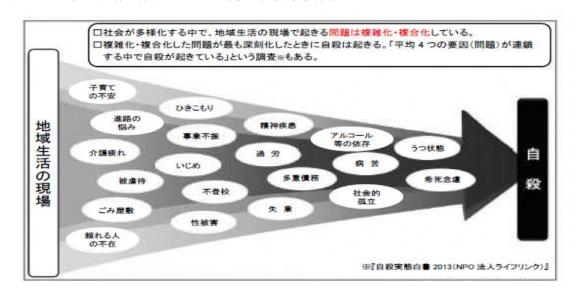
平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、全ての市町村は、市町村自殺対策計画を定めるものとされたことを受け、本町では平成 31 年度から令和 6 年度までを計画期間とする「いのち支える鰺ヶ沢町自殺対策計画(以下「第 1 期計画」という。)を策定し、本町の実情を踏まえた取組を総合的に推進してきました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護の疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があります。自殺に至る心理には、様々な悩みにより追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状況に陥り、社会との繋がりの減少や生きていても役に立たないという役割の喪失感や、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から危機的な状況にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との連携が 図られ、「生きることの包括的支援」として実施する必要があります。

第1期計画に引き続き、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、 今後の自殺対策の方向性を示す第2期計画を策定します。

#### 図1 自殺の危機要因イメージ(厚生労働省資料)



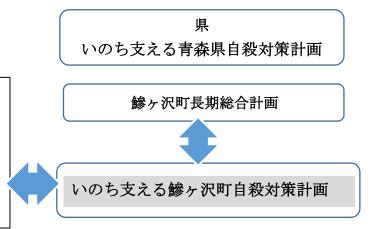
# 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく「市町村自殺対策計画」であり、 国の「自殺総合対策大綱」及び県の「いのち支える青森県自殺対策計画」と整合性を図 り策定するものです。

また、中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、「鰺ヶ沢町長期総合計画」 をはじめ、「健康あじがさわ 21」や福祉関連の計画及びその他の関連計画との整合性を 図りながら策定しています。

# 国自殺総合対策大綱

- ・鰺ヶ沢町健康増進計画 「新・健康あじがさわ21」
- ・ 鰺ヶ沢町地域福祉計画
- ・鰺ヶ沢町障がい者計画
- ・鰺ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画
- ・その他の関連計画



# 3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。 なお、法改正や社会情勢の変化等により柔軟に見直します。

# 4 計画の目標

国は、平成29年度に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において「令和8年までに自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)を平成27年と比べて30%以上減少させ、自殺死亡率を13.0以下とすること」を目標としています。

本町の第2期計画の基本理念は「誰も自殺に追い込まれない鰺ヶ沢町」を継承し、その実現に向けて数値目標を令和11年の自殺死亡率「12.7以下」、自殺者数を「1人以下」と設定します。

#### \*目標設定の考え方\*

本町の第1期計画策定時の平成27年の自殺死亡率18.1を、「自殺総合対策大綱」を踏まえて令和8年までに30%減少させるとすると令和8年の目標値は12.7となります。人口減少等を考慮すると、自殺者が1人発生した場合に自殺死亡率の目標達成が困難になると予測されるため、第2期計画の自殺死亡率の目標値は国が示す30%減少を維持する12.7と設定します。

また、人口規模が小さい自治体では自殺者数が自殺死亡率に大きく影響することから、 本町の自殺者数の目標値は「1人以下」とします。

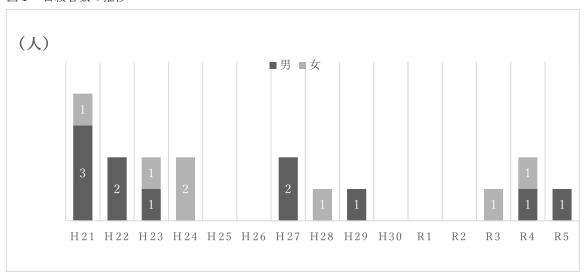
# 第2章 鰺ヶ沢町の自殺をめぐる現状

# 1 自殺者数・自殺死亡率の推移

本町の自殺死亡者数は、平成21年の4人をピークに減少傾向にあり、近年は、0~2人で推移しています。

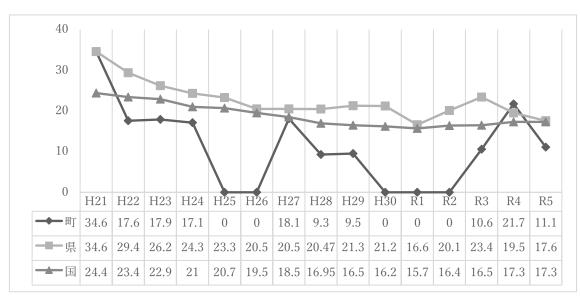
自殺死亡率は年によってばらつきがありますが、令和4年は、微増し全国及び青森県の自殺死亡率を上回っていました。

#### 図1 自殺者数の推移



資料:地域自殺実態プロファイル 2024

図2 自殺死亡率の推移(人口10万対)

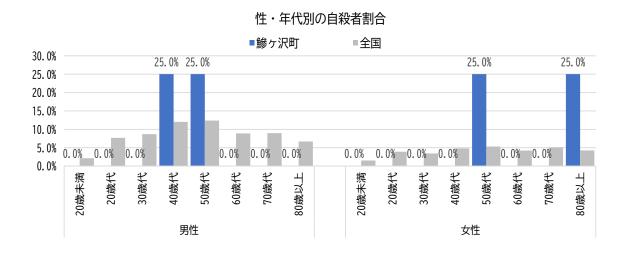


資料:地域自殺実態プロファイル 2024

# 2 性別・年代別死亡状況

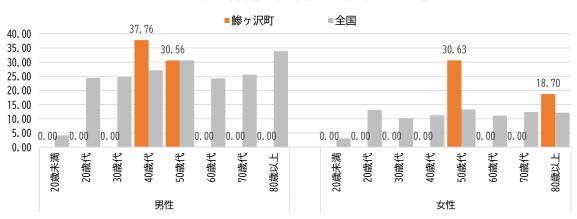
性・年齢別の自殺者割合をみると、自殺者があった年代は、どの年代も全国より割合が高くなっていますが、特に男性では 40~50 歳代、女性では 50 歳代と 80 歳以上の割合が高く、性別では、男性がやや多い状況となっています。

図3 性・年代別の自殺者割合※ (R1~R5年の合計) ※全自殺者に占める割合を示す



資料:地域自殺実態プロファイル 2024

図4 性・年代別の平均自殺死亡率※ (R1~R5 年の合計) ※全自殺者に占める割合を示す



性・年代別の平均自殺死亡率(人口10万対)

資料:地域自殺実態プロファイル 2024

#### 3 本町の自殺の特徴

本町の令和元年から令和5年の自殺者数は合計4人(男性2人、女性2人)です。 生活状況別(性別・年齢階級・職業の有無・同居人の有無)の上位区分をみると、 「男性・40歳~59歳・有職・同居」ついで、「女性・60歳以上・無職・独居」となっています。その自殺に至る主な危機経路として、職場の配置転換や身近な人の死別・離別からうつ状態となり自殺に至っています。

表1 生活状況別(性別・年齢階級・職業の有無・同居人の有無)

上位区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10 万対)	背景にある主な 自殺の危機経路
1 位: 男性 40~59 歳 有職同居	2	50.0%	48. 3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩 み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2 位:女性 60 歳以上 無職独居	1	25. 0%	41.8	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状 態→自殺

資料:地域自殺実態プロファイル 2024

#### ◆勤務·経営関連

職業別の自殺の内訳をみると、有職の割合が66.7%と高くなっています。

表2 職業別の自殺の内訳 (R1 年~R5 年合計)

職業	自殺者数	割合	全国割合
有職	2	66. 7%	39. 5%
無職	1	33.3%	60. 5%
合計	3	100%	100%

資料:地域自殺実態プロファイル 2024

#### ◆高齢者関連

60 歳以上について、性・年代別・同居人の有無別にみると、全国との比較では、女性の同居人なしの割合が高くなっています。

表3 60歳以上の自殺者数の内訳 (R1年~R5年)

	自殺者数		害	自合	全国	割合	
	同居人の有無	あり	なし	あり	なし	あり	なし
	60 歳代	0	0	0.0%	0.0%	13.1%	10. 2%
男性	70 歳代	0	0	0.0%	0.0%	14.8%	8.8%
	80 歳以上	0	0	0.0%	0.0%	12.2%	5. 4%
	60 歳代	0	0	0.0%	0.0%	8.2%	2.9%
女性	70 歳代	0	0	0.0%	0.0%	8.9%	4.4%
	80 歳以上	0	1	0.0%	100.0%	6.8%	4. 3%
	合計	_	1		100%		100%

<sup>・</sup>区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順となっています。自殺死亡率の算出に 用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」をもとにいのち支える自殺対策センターで推計したものとなっています。

# 第3章 これまでの取組と評価

本町では、平成30年度に「いのち支える鰺ヶ沢町自殺対策計画」を策定し、町民へ正しい知識や理解の普及啓発及び相談窓口の周知に努めるなど相談体制の充実・強化に取り組んできました。

計画目標:誰も自殺に追い込まれない鰺ヶ沢町

### 1 基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 町民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

# 2 重点施策

- (1) 高齢者への支援
- (2) 生活困窮者への支援
- (3) 無職者・失業者への支援

#### ※評価

◎: 当初の予定通り実施できた

○: 概ね実施できた

△:実施は不十分

×:実施できなかった

-:評価時のデータがなく評価できない

### 1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

評価項目	目標値	基準値	実績	評価
計劃填日	日保旭	(H29 年度)	(R5 年度)	計刊Щ
鰺ヶ沢町いのち支える自殺対策	各1回以上/年	平成 30 年度	年1回	(
協議会	台 1 凹以工/ 中	設置	十 1 凹	0
鰺ヶ沢町いのち支える自殺対策	各1回以上/年	平成 30 年度	未実施	
推進本部	1日以工/平	設置	<b>小</b> 天 旭	×
各種協議会・会議開催回数	各1回以上/年	年1回	年1回以上	0

# (2) 自殺対策を支える人材育成

評価項目	目標値	基準値 (H29 年度)	実績 (R5 年度)	評価
こころの健康づくり研修会	1回以上/年	1 回	1 回	©
ゲートキーパー養成講座 (役場職員)	1回以上受講	_	未実施	×
ゲートキーパー養成講座 (各種団体・町民)	1回以上/年	_	未実施	×
研修会・講座アンケートで「理解 が深まった」と回答した人の割合	85%以上	85%	未実施	×

# (3) 町民への啓発と周知

評価項目	目標値	基準値 (H29 年度)	実績 (R5 年度)	評価
庁内リーフレット設置窓口	7か所	2 か所	13 か所	0
健康教育でのテーマ「こころの健 康づくり」	各地区 1 回以上	3 回	1回	×
広報紙・ホームページへの掲載	3 回	3 回	<ul><li>・自殺する情報や 対策報を ころの情報:年2</li><li>・ここの掲載 (保健所):</li><li>毎月</li></ul>	©
健康カレンダーの毎戸配布	年1回	年1回	年1回	0
リーフレットの毎戸配布	年1回	年1回	年1回	0
自殺予防週間、自殺対策強化月間 の認知度	70%	_	25% (こころ の健康講座ア ンケートよ り)	Δ

# (4) 生きることの促進要因への支援

評価項目	目標等	基準値	現状値	評価
計価項目	口保守	(H29 年度)	(R5 年度)	6十1四
庁内リーフレット設置窓口	7か所	2か所	13 か所	0
死亡届時の相談窓口リーフレッ	100%		未実施	×
ト配布	100%	_	木美旭	^
各種事業実施状況	現状維持	_	_	_

# (5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

評価項目	目標等	基準値 (H29 年度)	現状値 (R5 年度)	評価
SOS の出し方教育	各校1回	-	小学校 1 校	Δ
いのちを大切にする教育	現状維持	各校1回~	小中各1回	0
こころの健康づくりに関する標 語募集	現状維持	全小中学校	_	_

# 2 重点施策

# (1) 高齢者への支援

評価項目	目標等	基準値 (H29 年度)	現状値 (R5 年度)	評価
健康相談利用者数(延べ)	5%増	829 人	343 人	×
生きがいづくり 生きがい趣味の会、はまなす学級	30 人/120 人	23 人/113 人	24 人/171 人	0
社会参加と介護予防等事業 高齢者ふれあいの場支援事業	11 か所	8か所	18 か所	0
元気健康ポイントラリー申請数	10%増	1,687 □	1,424 □	$\triangle$
コミュニティバスの利用者	36,000 人	22, 339 人	31,080 人	$\triangle$

# (2) 生活困窮者及び無職者・失業者への支援

評価項目	目標等	基準値	現状値	評価
計劃項目	日保守	(H29 年度)	(R5 年度)	
生活困窮者自立相談支援相談件数	5%増	16 件	4件	×
生活保護相談件数	3%増	31 件	22 件	×
健康相談利用者数(延べ)	5%増	892 人	343 人	×

# 第4章 いのち支える自殺対策における取組

本町では、自殺対策基本法の趣旨を踏まえ、国が定める「地域自殺対策パッケージ」において全国的に実施されることが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された「3つの重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進します。

また、庁内の様々な既存事業を生きることを支える取組と位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進します。

基本施策	国の方針(自殺総合対策大綱)を踏まえた自殺対策を推進するための本町の 基盤的な取組			
重点施策	本町の自殺の特徴を踏まえて、重点的に取り組むべき対象者への施策			
生きる支援関連施策				

# 誰も自殺に追い込まれない鯵ヶ沢町

### 1 基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 町民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

### 2 重点施策

- (1) 高齢者への支援
- (2) 生活困窮者への支援
- (3) 無職者・失業者への支援

# 3 生きる支援関連施策

# 1 基本施策

# (1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、地域の多様な関係者が連携・協力しながら取り組むことが重要です。また、自殺対策を町全体の課題として捉え、庁内の相談支援体制・連携体制の整備を行います。

主な取組内容	実施主体
鰺ヶ沢町いのち支える自殺対策協議会	ほけん福祉課
関係団体の代表が集まり、町の自殺対策に関する協議を行います。	はりが抽性味
鰺ヶ沢町いのち支える自殺対策推進本部	   ほけん福祉課
自殺対策について庁内関係部署の連携と協力により、自殺対策を総	全課
合的に推進するための会議を開催します。	土床
要保護児童対策地域協議会	
要保護児童及び特定妊婦への適切な支援のために児童相談所等関係	) <b>7</b> ), }
機関と情報の共有化を図り、対象ケースの早期発見と発生時の迅速・	ほけん福祉課
的確な対応、体罰によらない子育ての推進などを行います。	
見守りネットワーク体制の構築	
こども・高齢者・障がい者虐待、DV 等を防止する見守り体制の強化	ほけん福祉課
など重層的な見守り体制を構築します。	
鰺ヶ沢町いのち支えるこころのネットワーク手引き (庁舎内) の	
活用	   ほけん福祉課
町の窓口等の職員が手引きを活用し、町民の悩みに気づき、声をか	はりが領性株
けて相談先につなげます。	
生活における困りごと相談の充実	
それぞれの年代や生活状況によって起こり得る様々な困りごと(健	全課
康・子育て・介護・生活困窮・DV・住まい等) に応じて、全庁的に	関係機関
連携し、相談・問題解決にあたります。	

# ◇評価指標

評価項目	現状値(令和5年度)	目標値(令和 11 年度)	
鰺ヶ沢町いのち支える自殺対策	平成 30 年度設置	年1回以上	
協議会(開催回数)	年1回	年 1 回以上 	
鰺ヶ沢町いのち支える自殺対策	平成 30 年度設置	左1回以上	
推進本部(開催回数)	未実施	年 1 回以上 	

# (2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。そのため、様々な悩みや生活上の困難を抱える人の SOS に早期に気づき、関係機関と連携し支援できるよう研修会等の機会の確保を図ります。また、連携の大切さについても理解を深めます。

主な取組内容	実施主体
ゲートキーパー養成講座	
≪関係機関・町民≫職場や地域で、自殺やこころの問題に関する研	ほけん福祉課
修会を開催し、自殺のハイリスク者の早期発見、	はりん簡単珠
適切な対応ができる人材を育成する。	
≪職員≫職員研修において、自殺対策に関する講話を実施すること	ほけん福祉課
で全庁的に自殺対策を推進するための体制をつくります。	総務課

### ◇評価指標

評価項目	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
ゲートキーパー養成講座 (役場職員)	未実施	年1回以上
ゲートキーパー養成講座 (関係団体・町民)	未実施	年1回以上

#### (3) 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った 人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そのような心情や背景への理解を深 め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であること、また、危機に陥 っている人が身近にいるかもしれないということ等、自殺に対する正しい認識を広げる ための啓発活動をします。

主な取組内容	実施主体
相談窓口の周知	
庁内窓口や関係機関に、生きる支援に関する様々な相談先を掲載	ほけん福祉課
したリーフレットを設置し相談窓口の周知を行います。	

こころの健康づくり啓発活動	
町広報紙やホームページ、防災無線、公式 LINE などで自殺予防週	ほけん福祉課
間(9月)・自殺対策強化月間(3月)等に合わせて自殺対策に関す	総務課
る情報や相談窓口を掲載・周知します。また、庁内窓口や関係機関	企画観光課
に「相談機関窓口一覧」等のパンフレットを設置し周知します。	
こころの健康づくり講演会	
こころの健康や自殺予防に対する正しい知識等について理解を深	ほけん福祉課
めるための研修を開催します。	
各種イベント・二十歳を祝う会での啓発	ほけん福祉課
自殺対策に関するブース展示、「相談機関窓口一覧」やこころの	イベント関係
健康についてのリーフレット・啓発グッズ等の配布を行い周知しま	課・機関
す。	

# ◇評価指標

評価項目	現状値(令和5年度)	目標値(令和 11 年度)
自殺対策に関する情報や相談		
窓口等のリーフレット設置状	13 か所	13 か所以上
況		
	・自殺対策に関する情報	・自殺対策に関する情
町広報紙やホームページ等を	やこころの健康の情報:	報やこころの健康の情
活用した自殺対策に関する情	年2回	報:年1回以上
報や相談窓口等の掲載状況	・こころの相談窓口の掲	・こころの相談窓口の
	載(保健所):月1回	掲載(保健所):月1回
自殺リーフレットの毎戸配布	年1回	年1回
	年1回	
こころの健康づくり講演会	(民生・児童委員、保健推	年1回以上
	進委員研修)	
二十歳を祝う会等各種イベン トで啓発	年1回	年1回以上

# (4) 生きることの促進要因への支援

「生きることの阻害要因(自殺リスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に関する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクの低下を図ります。「生きることの促進要因」として、居場所づくり・生きがい活動及び各種相談支援体制の整備、自殺未遂者・自死遺族等への支援に関する対策を推進していきます。

### ①居場所・生きがい活動及び相談支援

主な取組内容	実施主体
生きがい趣味の会、はまなす学級、いきいき元気水中運動教室、い	
きいき元気運動教室、高齢者ふれあいの場支援事業、認知症カフェ	
などの各種事業を通じて、地域住民同士が交流を持つ機会を増やし、	ほけん福祉課
高齢者自らが生きがいや役割を見いだせる地域づくりを目指しま	
す。	
妊産婦の産前産後ケア、ママサポート、地域子育て支援事業、いの	
ちの学習、放課後ルームなど、安心して妊娠・出産・子育てができ	ほけん福祉課
るよう一人ひとりに寄り添った支援を行います。	
家庭教育推進事業	
子育てに関する相談や、親子が気軽に集える場所づくり等、家庭	教育みらい課
教育の総合的な支援を行います。	
社会教育(生涯学習、スポーツ、学校、家庭、地域連携、文化推	教育みらい課
進、芸術など)に関する様々な事業を通して、人や地域全体のつな	製食がらい味   関係機関
がりを作り、居場所や生きがい活動につなげます。	(美) (水) (水) (水)
妊産婦家庭訪問	
妊婦・産婦訪問(新生児・乳児訪問)時、うつ早期発見の視点を	ほけん福祉課
持ち対応します。産後訪問には、産後うつスクリーニングを実施	はりん強性味
し、育児困難や産後うつリスク等を把握し、早期支援を行います。	
乳幼児健康診査・各種相談事業	
児の成長・発達や育児に対する悩み、不安、母親や家族の心身の	ほけん福祉課
健康状態等を把握します。問題を抱えている場合は、関係機関と連	パムパノんが田代山祥
携し、必要な支援を行います。	

### ②自殺未遂、遺された人への支援

関係機関との連携 医療機関、保健所、消防、警察等と連携し、必要に応じて適切な	ほけん福祉課
支援先につなげます。	181) 70 旧
遺された人への支援(つどいの案内)	
青森県立精神保健センターの「自死遺族のつどい」を紹介し、こ	
ころのケアをサポートします。また、各種相談先の情報や相談会の	ほけん福祉課
開催について広報紙等に掲載します。また、庁内にポスター掲示や	
チラシを設置します。	
死亡届窓口と連携した情報発信	)な)ナノ 短丸間
死亡届窓口と連携し、自死遺族等に対する支援について必要な情	はけん福祉課
報提供を行います。	総合窓口課

### ◇評価指標

評価項目	現状値(令和5年度)	目標等(令和 11 年度)
居場所・生きがいづくり活動 及び相談支援	_	継続実施 実施状況・内容等を記録し、 評価・検証する。

### (5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

学校において、こころの機能・感情・思考パターンについての教育、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方教育)を推進します。また、いのちの始まりを学習することで、自分や他人の「いのち」の大切さ・尊さを実感できる教育の推進に取り組みます。

主な取組内容	実施主体
児童生徒の支援体制の強化 不登校やいじめ問題行動及びハイリスク児童生徒の早期発見と 適切な対応を推進するため、関係機関が連携し包括的・継続的に支 援します。	教育みらい課 ほけん福祉課 関係機関
SOS の出し方に関する教育 小学校高学年を対象に、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOS の出し方教育)を実施します。また、多様な相談ニーズに対応するため、SNS を活用した相談事業の周知をします。	ほけん福祉課 教育みらい課

いのちの大切さや生(性)について学ぶための学習	
子どもたちの生きる力や健やかな育ちを支援・推進していくた	ほけん福祉課
め、いのちの大切さや他人を思いやるこころを育む教育の充実に努	教育みらい課
めます。	

# ◇評価指標

評価項目	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
SOS の出し方教育及びいのち		
の大切さや生(性)についての	小学校 1 校	各小学校1回/年
学習		

# 2 重点施策

# (1) 高齢者への支援

高齢者は身体・認知機能の低下から、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、その結果、孤立・孤独に陥りがちです。そのため、居場所づくり、社会参加の促進など、心身の健康を保ち、生きがいを感じながら地域で生活できるよう支援します。また、高齢者のみや独居世帯が増加していることから地域とのつながりや見守り体制を強化していきます。

主な取組内容	実施主体
総合相談	
高齢者やその家族等は、複合的な課題を抱えていることが多く、	ほけん福祉課
関係機関と連携し支援します。また、自殺リスクを抱える可能性が	はりが領性株
ある時は、必要に応じて適切な相談窓口等へつなぐ体制を整えます。	
地域ケア会議	ほけん福祉課
高齢者が抱える問題を多職種で共有・協議し、個別の課題の解決	全課
の他、地域づくり、社会基盤の整備に取り組みます。	関係機関
健康教育・健康相談	
各地区及び各種団体の行事等の機会に、こころの健康や自殺予防	ほけん福祉課
に関する正しい知識等について普及啓発を行います。	
家庭訪問	
家庭訪問を通じて、生活状況を把握し、必要時、関係機関へつな	ほけん福祉課
ぎます。	
認知症施策	
認知症の正しい知識の普及啓発、見守りを行い地域住民の理解促	
進、早期対応など医療と介護の連携を推進します。また、介護者の	ほけん福祉課
介護負担感の軽減を図り、認知症の方とその家族を支える地域づく	
りを推進します。	
介護予防・生きがい活動支援事業	
各種事業・講座を通して、身体機能の向上や脳活性化を図り、生	ほけん福祉課
きがいや役割を見出せるように支援します。	

# ◇評価指標

評価項目	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
地域ケア会議(開催回数)	6 回/年	現状維持
高齢者教室等でのメンタルヘル		
スケアを含む健康教室(開催回	_	年1回以上
数)		

# (2) 生活困窮者及び無職者・失業者への支援

生活困窮の背景には、貧困、多重債務、失業、育児、介護、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、障がい、疾患、被災など多種多様な問題を複合的に抱えていることが多くみられます。また、経済的困窮のみならず、社会的つながりが希薄であるなど、社会から孤立しやすいという傾向があります。こうした課題を抱える人が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度等と連動し、庁内の横断的な連携に加えて、関係職種・機関と包括的に推進していきます。

主な取組内容	実施主体
生活困窮者自立相談支援 青森県社会福祉協議会と連携し、様々な原因により困窮している 方に対して、一人ひとりに合わせた支援を行います。	ほけん福祉課関係機関
生活保護に関する相談 相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支 援先につなげます。	ほけん福祉課
各種手当支給・助成制度 障がい者(児)、ひとり親家庭など、安定した生活を支えるための 手当等支給を必要な人が受けられるよう周知します。 また、経済的困難のほか様々な課題を抱えている場合があるため、 必要に応じて適切な支援先へつなぎます。	ほけん福祉課
各種納付相談 各種税金や保険料等の支払い等の際、生活面で深刻な問題を抱え、 また困難な状況にある方の相談に応じ、必要な支援へつなぎます。	ほけん福祉課 総合窓口課 建設水道課
経営安定のための資金相談 事業経営者等の経営安定のための資金相談を行い、融資が必要な 場合又は困難な状況に陥った背景や原因が把握された場合、それぞ れ必要な支援へつなぎます。	農林水産課・ 農業委員会 企画観光課
各種資金貸付相談	ほけん福祉課

低所得者、障がい者及び高齢者世帯等を対象とした資金貸付に伴	関係機関
う相談支援を行うことで、経済的自立を促進し、これらの貸付事業	
を必要な人が受けられるように周知します。	
重層的支援体制整備事業	
複雑で対応が難しい問題を抱えている人や制度の狭間にある課題	ほけん福祉課
を抱えている人、相談に行くことができない人や自ら支援を求める	関係機関
ことができない人に、分野横断的な支援体制を構築します。	

# 3 生きる支援関連施策

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
	健康づくり推進協議会	・町の健康課題に関する問題・対策について保健・医療・福祉・職域・教育・地域団体など関係機関や各種団体等で、総合的に協議する。
	保健推進委員会 · 食生活改善推進員会	・会議や研修会等を通じて、自殺対策の情報共有やリスクを早期に察知し、必要な機関につなぐ等の対応を強化できる。
	特定健診、健康診査、が ん検診、特定保健指導	・健康問題から来る不安や悩みに対する相談を行い、 自殺リスクを早期に察知し、必要な機関につなぐ等 の対応を強化できる。
	家庭訪問	・当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・対応への接点となり得る。
ほ	健康教育·栄養教室·運 動教室	・当事者や家族と対面対応する機会を活用することで問題の早期発見・対応への接点となり得る。 ・事業に参加し、健康づくりに取り組むことで、自殺リスクの軽減に寄与し得る。
けん福	母子健康手帳交付・出 生届	・当事者や家族等と対面で対応する機会を活用する ことで、問題があれば、支援先につなげる等、自殺対 策を踏まえた対応を強化する。
社 課	総合相談事業	・様々な困難や問題を抱えている方の相談を受け関 係機関と連携し、必要な支援につなげる。
	権利擁護業務	・当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・対応への接点となり得る。
	国民健康保険・後期高 齢者医療保険の各種相 談・申請受付事務	・保険料等を期限まで払えない住民は、生活面で深刻 な問題を抱え、困難な状況にある可能性が高いため、 当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて 様々な支援につなげる等、支援への接点となり得る。
	高額療養費に関する事務	・健康問題、経済問題など、相談者からの聞き取りを 行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支 援への接点となり得る。
	日本赤十字社	・住民ボランティアの育成を通じて、地域全体の見守 りや気づきの力を強めていき、つながりを得る。
	民生委員児童委員	・地域で困難を抱えている人に気づき、相談や適切な 支援につなぐ上で、身近な存在として機能し得る。

各種手帳・手当等申請・	・当事者や家族等と対面で対応する機会を活用する
交付事務	ことで、問題の早期発見・対応への接点となり得る。
自立支援医療・各種給	・当事者や家族等と対面で対応する機会を活用する
付、減免事務	ことで、問題の早期発見・対応への接点となり得る。
	・申請に際して、保護者等と面談する機会を活用する
認定こども園入所申請	ことで、問題の早期発見・早期対応への接点となり得
	る。
	・ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また、孤立しが
ひとり親家庭等医療費	ちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込み
給付	やすい。保護者に対応する機会を活用することで、問
	題の早期発見・対応を行う。
	・放課後ルームでは、こどもやその保護者との接点が
	数多くあり、様々な問題を抱えていることを察知で
放課後児童クラブ(放	きる。自殺のリスクの高いこどもや保護者等を早期
課後ルーム)	に発見し、支援へとつなぐ契機にできる可能性があ
	る。

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
	行政相談	・当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見、対応を行う。また、相談員が自殺対策に関する知識を持つことにより、相談業務だ
		けでなく関係機関につなぐことができる。 ・災害時要配慮者は、生活上困難を抱えている方も多
総	防災関連事業	い。背後にある様々な問題を察知し、適切な支援先に つなぐ接点となり得る。
務課	職員の健康管理	・町民からの相談に応じる職員の心身面の健康の維持 増進を図ることで、「支援者への支援」となる可能性が ある。
	職員研修	・職員研修の1コマとして、自殺対策に関する講義を 導入することで全庁的な自殺対策の推進をしていく。
	庁議等に関する事務	・庁議の機会を活用して推進本部会議を開催し、全庁 的な取組として自殺対策を推進していく。

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
	広報紙	・住民が地域の情報を知るうえで最も身近な情報媒体である。自然対策の政策な提供する機会しなり得る
		であり、自殺対策の啓発を提供する機会となり得る。
		・移動手段が無いことにより閉じこもりがちになり、
	コミュニティバス	自殺リスクが高まってしまうことに対処する。
企		・交通の利便性が向上することにより、外出し他者と
画		交流する機会が増える。
観火		・長期総合計画の施策に位置づけることで、一貫した
光課	長期総合計画	対策を継続的に実施することができる。
HAK		・商工会職員に相談窓口等の情報を周知することで、
	商工会に関すること	経営上のさまざまな課題や自殺リスクとなり得る問題
		等の相談を受けた際に、役場担当課または、適切な相
		談機関につながり得る。

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
農林水産課	地域計画策定推進緊急対策事業	・経営上の様々な課題に関して、相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげていける可能性がある。
農業委員会	農地移動適正化あっせん事業	・農地を売りたい、貸したい人の中には、経済的に困 窮した人も含まれる可能性がある。自殺対策の視点に ついて理解してもらい、問題を抱えている場合には、 適切な支援先へつなぐ等、職員の相談対応の強化につ なげている。

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
	窓口業務(戸籍、住 民登録等)	・対面で応対する機会を活用することで、問題の早期 発見・早期対応の接点となり得る。相談先一覧等のパ ンフレットを配布することで、支援機関等の情報周知 が可能となる。
総合窓口課	公害・環境関係の苦 情相談	・自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、住環境(悪臭や騒音等)が関与している場合がある。その背景には精神疾患の悪化等がある場合が少なくない。公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上での有益な情報源として活用できる可能性がある。
	消費者行政に関すること	・消費生活上困難を抱える人々は自殺リスクの高いグループでもある。消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題解決に向けた支援を展開し得る。

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
	上下水道料金徵収事 務	・滞納者の徴収訪問の際、当事者や家族等と対応する機会を活用することにより問題の早期発見・早期対応への接点となり得る。
建設水	公営住宅に関する事 務	・生活困窮や低収入など生活面で困難や問題を抱えているなど、ハイリスクな方に接することが多い。早期に察知し、必要な機関へつなぐ等の支援を行うことができる。
道課	道路・橋梁・河川維持 管理事業	・職員のパトロールや苦情対応等において、気になる 人やハイリスク者を見かける機会となり得る。必要な 支援先につなぐ等の対応をとり得る。
	除雪業務に関すること	・職員のパトロールや苦情対応等において、気になる 人やハイリスク者を見かける機会となり得る。必要な 支援先につなぐ等の対応をとり得る。

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
教育み	教育支援委員会事業	・特別な支援を必要とする児童生徒は学校生活上様々な困難を抱える可能性が想定される。関係機関が連携し各々の状況に応じた支援や保護者への相談支援を行い、児童生徒が抱える困難や保護者の負担感の軽減にも寄与し得る。
らい課	就学援助費に関する こと	・就学に際して、経済的困難を抱えている児童生徒は、 その他にも家庭内に様々な問題や保護者自身も困難を 抱えている可能性が考えられる。家庭状況に関する聞 き取りを行うことで、リスクの早期発見と対応が可能 になる。

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
教育みらい課	図書の管理、運営	・町民誰もが利用でき、世代間交流、地域間交流の機会となり、居場所づくりや生きがいづくりの取組につながり得る。メンタルヘルス自殺対策について、リーフレットの配布やポスターの掲示を行うことにより、住民に対する情報提供の場として活用し得る。

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
議		
会		・議員は町民から相談を受ける可能性があるため、必
事	議会に関すること	要に応じて関係機関につなぐことで自殺予防となり得
務		る。
局		

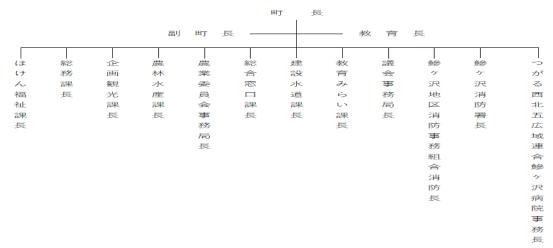
担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
消防署	消防関係事務	・自殺の危機等に関する情報を関係機関と共有することで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。

担当	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
鰺		
ケ		・健康不安や介護の悩みは、自殺リスクとなり得る。
沢	地域連携	患者当人や家族の問題状況を把握した際は適切な支援
病		先につなぐなど自殺対策を踏まえた対応を行う。
院		

# 第5章 計画の推進体制

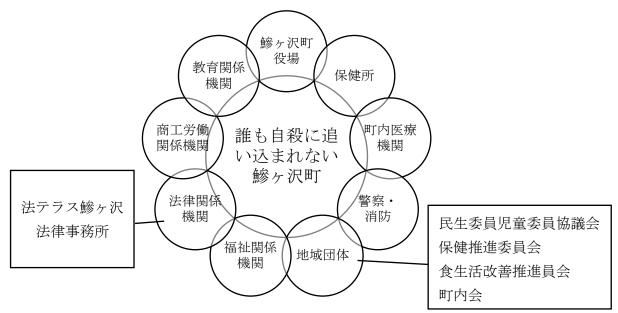
# 1 鰺ヶ沢町いのち支える自殺対策推進本部

町長を本部長として各課長等で構成される庁内の推進本部です。町内の関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。



# 2 鰺ヶ沢町いのち支える自殺対策協議会

保健、医療、福祉、職域、教育等の関係機関や団体で構成される協議会であり、連携 を強化し、地域全体で自殺対策の取組を推進します。



### 3 計画の進行管理

本計画における基本施策、重点施策及び生きる支援関連施策については、実施状況を毎年度把握し、計画の評価・見直しにあたっては、PDCAサイクルを導入し、目標達成に向けた事業の推進を図ります。

#### 第6章 資料編

#### 1 鰺ヶ沢町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、生きるための包括的な支援 を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、鰺ヶ沢町いのち支 える自殺対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長及び鰺ヶ沢町課長会議設置運営規程(平成25年訓令第46号)第4条 別表に定める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

- 第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。
- 2 本部は、本部員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 本部員は、本部長の許可を受け、本部員以外の者を代理出席させることができる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 本部の議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、自殺対策担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この訓令は、平成30年11月5日から施行する。

# 2 鰺ヶ沢町いのち支える自殺対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、鰺ヶ沢町いのち支える自殺対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

#### (協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
  - (1) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
  - (2) 自殺対策の推進に関すること。
  - (3) その他必要と認められる事項に関すること。

#### (組織)

- 第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長、副会長は委員の互選による。
- 3 委員は、次に掲げる機関及び団体(以下「団体等」という。)の代表者又は団体等から 推薦された者をもって充てる。
  - (1) 医療・福祉・保健機関
  - (2) 教育機関
  - (3) 商工労働機関
  - (4)警察・消防
  - (5) 学識経験者
  - (6)民間団体
  - (7) その他の団体

#### (会長及び副会長の職務)

- 第4条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会議)

- 第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### (会議の特例)

第7条 会長は、緊急の必要があり委員を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由 のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、これを会議 に代えることができる。

#### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、自殺対策担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この訓令の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第 5 条の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 21 日までとする。

(会議の特例)

3 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

# 3 自殺対策基本法

#### 自殺対策基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

- 第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人 として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすこと ができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進 するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなけ ればならない。
- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景 に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければなら ない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、 単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければ ならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺 対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他 の援助を行うものとする。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

#### (国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民 の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

- 第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。
- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、 それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開する ものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それ にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

#### (関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

#### (名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他 の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。) を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

- 第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、 当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策 計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自 殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策 の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検 証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関す る情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

#### (人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りなが ら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

#### (心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

- 第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に 係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民 の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当 たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の演奏等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

#### (医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

#### (自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その 他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を 講ずるものとする。

### (自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未 遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

#### (自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等 に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために 必要な施策を講ずるものとする。

### (民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

#### (設置及び所掌事務)

- 第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
  - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺 対策の実施を推進すること。

#### (会議の組織等)

- 第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣 総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組

織の整備を図るものとする。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める 日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十 条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正 後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同 一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過 措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

# 鰺ヶ沢町いのち支える自殺対策協議会

No	組織機関区分	組織機関
1	医療機関代表	つがる西北五広域連合 鰺ヶ沢病院
2	同上	かねこ歯科医院
3	関係行政機関代表	五所川原保健所
4	警察関係代表	鰺ケ沢警察署 刑事生活安全課
5	消防関係代表	鰺ヶ沢消防署
6	法曹関係代表	法テラス鰺ヶ沢法律事務所
7	教育委員会代表	鰺ヶ沢町教育委員(教育長職務代理)
8	食生活改善推進員代表	鰺ヶ沢町食生活改善推進員会
9	学校関係代表	鰺ヶ沢町学校保健会
10	保育所・こども園代表	幼保連携型認定こども園 舞戸子の星こども園
11	保健推進委員代表	鰺ヶ沢町保健推進委員会
12	学識経験者	鰺ヶ沢町議会 総務文教常任委員長
13	同上	民生委員児童委員協議会
14	同上	鯵ヶ沢町商工会

※R7年3月末現在

# <事務局>

ほけん福祉課 健康こども班

# 鰺ヶ沢町いのち支える自殺対策計画 (第2期)

発行日 令和7年9月 青森県鰺ヶ沢町

発 行 青森県鰺ヶ沢町

編 集 鰺ヶ沢町役場 ほけん福祉課

住 所 〒038-2792

青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321番地

電 話 0173-82-0955